志賀町DX推進計画

改版履歴

改版履歴	年月日	改定内容
初版	2023年(令和5年)4月	

第1章 目的

- 1 目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間

第2章 デジタル技術・政策の動向

- 1 デジタル技術・ICTの動向
- 2 国のデジタル政策動向
- 3 石川県のデジタル政策動向

第3章 地域の現状と課題

- 1 本町におけるまちづくり
- 2 本町におけるDXの取組状況
- 3 本町の情報システム

第4章 志賀町におけるDXの推進

- 1 情報システムの標準化・共通化
- 2 マイナンバーカードの普及促進
- 3 行政手続きのオンライン化
- 4 自治体AI・RPAの利用促進
- 5 テレワークの推進
- 6 セキュリティ対策の徹底
- 7 誰一人取り残さないデジタル化の推進
- 8 志賀町DX推進スケジュール
- 9 本町におけるKPI
- 10 進捗管理

第1章 目的

1 目的

我が国は、少子化による急速な人口減少と高齢化の危機に直面している。総人口は2008年(平成20年)の1億2,808万人をピークに減少し始め、2040年には1億1,092万人となり、その頃には毎年90万人程度減少すると見込まれている。

また、総務省が2017年(平成29年)10月から開催した「自治体戦略2040構想研究会」によると、我が国の人口減少の影響を受け、2040年には行政職員が半減し、今の半数の職員で自治体を支える必要があるとされている。自治体では、人口減少の深刻化による税収減少や空き家・空き地が時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」の顕在化、老朽施設・インフラ維持管理費の増加等による財政逼迫化、ベテラン職員等の減少及び専門知識を有する職員の確保の難しさ等、人的・予算的に危機的状況に置かれることが想定される。

こうした社会環境変化の中でも、住民が健康で文化的な生活を送るために自治体には安定して持続可能な形で住民サービスを提供することが求められている。そのためには、業務の効率化や、職員の単純事務作業からの解放により、人間でなければ遂行できない業務に集中できる環境を整える事が必要である。

このような情勢の中で、「志賀町D X 計画」(以下「本計画」という。)は、国が示す『デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会~誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化~』に基づき、本町の行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やA I 等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの向上に繋げていくことを目的とする。

2 計画の位置づけ

本町においても、少子高齢化、労働生産人口の減少、行政ニーズの多様化、職員数の減少など多くの課題に直面している。そうした状況下にあっても、行政サービスを継続して安定的に維持していく必要があり、行政におけるDXを推進し、デジタル技術の活用によって業務効率化を改善していくことが必須である。

本計画は国、県のICT戦略、デジタル政策等との整合を図るとともに、本町の上

位計画である「第2次志賀町総合計画」及び第2期志賀町創生総合戦略における志賀町のまちづくりを推進するためのデジタル分野の個別計画として策定するものとし、今後、本町が行政事務の効率化、行政サービスの維持、向上を継続して推進していくための指針として、適宜見直しを実施していく。

3 計画期間

本計画の期間は、国が発表した【自治体DX全体手順書】の工程表を踏まえて必要な施策を適時実施していくこと、及び地方公共団体情報システム標準化基本方針を踏まえ、2023年度(令和5年度)から2025年度(令和7年度)の3年間とする。

ただし、本計画は2025年度(令和7年)で終了するものではなく、2026年度(令和8年)以降も内容を見直し、継続していくことが必要であるため、急速な進歩が見込まれるDXの情勢を常に注視し、計画期間内であっても、PDCAサイクルにより、計画の見直しを継続的に行っていく。

第2章 デジタル技術・政策の動向

1 デジタル技術・ICTの動向

(1) 情報通信機器の保有状況

総務省の令和3年度版情報通信機器の保有状況によると、従来の通信手段である 固定電話やFAXは年々減少傾向にあり、スマーフォンを代表とするデジタル機器 は右肩上がりで普及している。スマートフォンについては、86.8%以上の世帯が保 有している。

(2) インターネットの利用状況

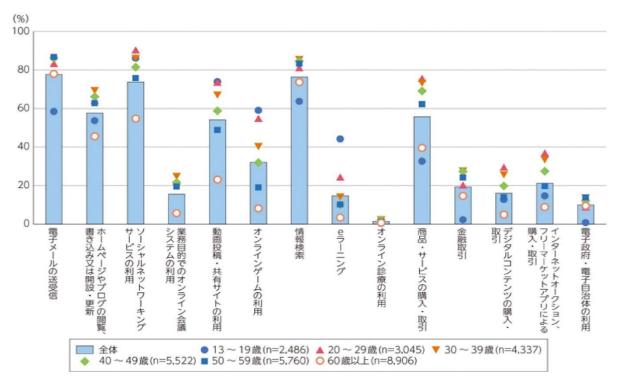
インターネットの利用率については個人が83.4%となっており、端末別のインターネット利用率はスマートフォンが68.6%、パソコンが50.4%とスマートフォンが17.9ポイント上回っている。

年齢階層別インターネット利用率は、13歳から59歳までの階層で9割を超えている。また、60代は83%、70代は61%が利用しており、高齢者にもインターネットは浸透している。

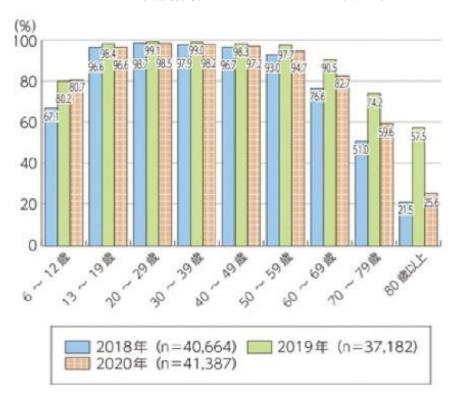
(%) 100 89.8 82.8 83.4 80.9 79.1 79.5 60 40 20 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2017 2018 2019 2020 (年)

インターネット利用率の推移

年齢階層別インターネットの利用目的・用途



年齢階層別インターネット利用率



出典:令和2年通信利用動向調查

2 国のデジタル政策動向

(1) 国のデジタル政策

令和2年12月、政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が 決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一 人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社 会」を掲げており、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に 優しいデジタル化」を進めることに繋つながるとしている。

2021年(令和3年)5月にはデジタル改革関連法が成立し、同年9月にはデジタ ル庁を発足して、デジタル社会の実現に向けた取組を加速している。

このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区 町村の役割は極めて重要で、自治体においては「自らが担う行政サービスについて、 デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル 技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向 上に繋げていくことが求められるとともに、DXを推進するに当たっては、住民等 とその意義を共有しながら進めていくことも重要としている。

(2) 自治体DX推進計画について

「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)における自治 体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化する とともに、総務省及び関係省庁による支援策等をとりまとめ、令和2年12月に「自 治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」として策定された。

同計画の策定以降、政府においては、新たに「デジタル田園都市国家構想」を掲 げるなど、自治体DXに関連する様々な動きがあり、令和4年6月には、「デジタ ル社会の実現に向けた重点計画」や「デジタル田園都市国家構想基本方針」が閣議 決定され、政府としての方針が示された。

これらを踏まえ、令和4年9月、同計画について、「自治体デジタル・トランス フォーメーション(DX)推進計画【第2.0版】」として改定を行った。

【重点取組事項】

- ・自治体の情報システムの標準化・共通化 ・AI・RPA の利用推進
- ・マイナンバーカードの普及促進
- ・行政手続のオンライン化

- ・テレワークの推進
- セキュリティ対策の徹底

(3) 自治体DX推進ステップ

「自治体DX全体手順書」ではDX手順について、下図に示す4つのステップで示している。

自治体DX全体手順書【第2.0版】 概要

1.本手順書の趣旨

- ✓ 全体手順書は、DXを推進するに当たって、想定される一連の手順を示すもの
- ✓ 主に、DX推進計画の「自治体におけるDX推進体制の構築」に対応し、先行的な自治体の事例等をもとに、各自治体がその実情に応じてDX を推進する際の参考となるよう作成。令和4年9月、人材確保・育成策、公平性・透明性確保に係る取組等を盛り込む改定を実施。

2.DX推進の手順

ステップ0

DXの認識共有・機運醸成

- ✓ 自治体は、デジタル社会形成基本法の基本理念にのっとり、自主的な施策を実施する責務を有する
- ✓ DXの実現に向け、首長や幹部職員によるリーダーシップや強いコミットメントが重要
- ✓ 首長等から一般職員まで、DXの基礎的な共通理解の形成、実践意識の醸成
- ✓ 利用者中心の行政サービス改革を進めるという、いわゆる「サービスデザイン思考」の共有

ステップ1 全体方針の決定

- ✓ DX推進のビジョンと工程表で構成される「全体方針」を決定・広く共有
- ✓ 自治体DX推進の意義を参考にしつつ、地域の実情も踏まえて、自団体のDX推進のビジョンを描く
- ✓ デジタル化の進捗状況を確認し、自団体のDXの取組内容、取組み順序を大まかな工程表にする

ステップ2 推進体制の整備

- ✓ 全庁的・横断的な推進体制の構築。DXの司令塔として、DX推進担当部門を設置し、各業務担当部門をはじめ各部門と緊密に連携する体制を構築
- ✓ 各部門の役割に見合ったデジタル人材が配置されるよう、人材育成・外部人材の活用を図る
- ✓ 一般職員も含めて、所属や職位に応じて身につけるべきデジタル技術等の知識、能力、経験等を設定した 体系的な育成方針を持ち、人事運用上の取組みや、OJT・OFF-JTによる研修を組み合わせて育成
- ✓ 十分な能力・スキルや経験を持つ職員の配置が困難な場合には、**外部人材の活用**も検討

ステップ3 DXの取組の実行

- ✓ 関連ガイドライン等を踏まえて、個別のDXの取組を計画的に実行。「PDCA」サイクルによる進捗管理
- ✓ 取組内容に応じて、「OODA*」のフレームワークを活用した柔軟で速やかな意思決定
- ※「Observe (観察、情報収集)」、「Orient (状況、方向性判断)」、「Decide (意思決定)」、「Act (行動、実行)」の頭文字をつないだ言葉で、意思決定プロセスを理論化したもの

出典:自治体DX推進手順書

(4) DX推進計画における取組方針や目標時期等

①自治体情報システムの標準化・共通化

目標時期を令和7年度とし、ガバメントクラウドの活用に向けた検討を踏まえ、基幹系20業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行

基幹業務(20業務)

住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理

②マイナンバーカードの普及促進

令和4年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、交付円滑化計画に基づき申請を促進するとともに交付体制を充実

③自治体の行政手続のオンライン化

令和4年度末までに、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続(32手続)について、原則マイナポータルでマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能とする。

④自治体の AI・RPA の利用推進

①、③による業務見直し等を契機に、AI・RPA 導入ガイドブックを参考に、AIや RPA の導入・活用を推進

⑤テレワークの推進

テレワーク導入事例やセキュリティポリシーガイドライン等を参考に、テレ ワークの導入・活用を推進。①、③による業務見直し等に合わせ、対象業務を拡 大

⑥セキュリティ対策の徹底

改定セキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底

(5) 自治体DX工程表

自治体におけるDXの取組みは、次表の工程で進めることが期待されている。

自治体の情報システムの標準化・共通化については、2025年度(令和7年度)を 目標として、国が提供するガバメントクラウドを利用することを前提に、各自治体 の情報システムの更新時期等を踏まえながら切替えを図っていく必要がある。

また、マイナンバーカードの普及促進、行政手続きのオンライン化、セキュリティ 対策の徹底については、それぞれ令和4年度末を目標時期として、各自治体におい て計画的に進めることが期待されている。

【参考】工程表のイメージ

取組事項		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和 4 年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和 6 年度)	2025年度 (令和7年度)	【参考】 目標時期			
BPRの取組みの徹底					大まかな取組内容	1				
	自治体の情報シス			大まかな取組内容						
目標時期等が設定され	テムの標準化・共通 化	【参考】 ガバメントクラウ ド	先行事業 (一部稼働)	「ガバメン	トクラウド」の提供			令和7年度		
等が設定		【参考】 標準化	仕様策定・仕様の調整 (データ要件・連携要化 17業務の機能要件)	L 保 华	システム開発(「ガバメ 久提供前提)【事業者					
	マイナンバーカードの普及促進		大まかな耳	双組内容				令和4年度末		
ている	自治体の行政手続		大まかな取組内容				令和4年度末			
る取組み	のオンライン化	【参考】 標準仕様	Iント*トゥエンドのオンライ に係る標準仕様の提供	ン接続 も				*1		
٠,	セキュリティ対策の徹底	Ē	大まかな取組内容				令和 4 年度末 ※2			
_	自治体のAI・RPAの利用推進		大まかな取組内容				-			
その他 テレワークの推進		-						-		
の取組み	地域社会のデジタル化		人なりがANATEL 1台				-			
<i></i>							, =			

^{※1} 令和4年度末を目指して、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。 ※2 自治体情報セキュリティクラウドについて、令和4年度末までに、都道府県の主導により、総務省が設定した高いセキュリティレベル(標準要件)を満たす民間のクラウド

出典:自治体DX推進手順書

サービス利用型への移行を行う。

(6) デジタル田園都市国家構想

国は地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていく「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて、構想の具体化を図るとともに、デジタル実装を通じた地方活性化を推進するため、デジタル田園都市国家構想実現会議を設置した。

今後、地方からデジタル実装を進め、地方と都市の差を縮め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる「デジタル田園都市国家構想」の実現を図っていくこととしている。

デジタル田園都市国家構想の目指すべきもの

- 地域の「暮らしや社会」、「教育や研究開発」、「産業や経済」をデジタル基盤の力により変革し、
- 「大都市の利便性」と「地域の豊かさ」を融合した「デジタル田園都市」を構築。
- 「心ゆたかな暮らし」(Well-being)と「持続可能な環境・社会・経済」(Sustainability)を実現。

地方の魅力をそのままに、都市に負けない利便性と可能性を

暮らしの変革

- 子供達の未来を支える最高の教育
- ヒトを惹きつける魅力的な仕事
- 生涯を通じたゆとりと安心のある暮らし を実現

知の変革

- やる気のある地域大学・高専を中核に
- 地域の強みを生かした知見の集積
- 地域における官民学人材の好循環

生業の変中

- ・ 次世代オフィス環境の実現
- スマート農業・医療・防災等を実装
- 地域の知と大都市を繋ぐ創業環境

Well-being: 心ゆたかな暮らし

Sustainability: 持続可能な環境・社会・経済



出典:第1回デジタル田園都市国家構想実現会議 資料

【取組方針】

I. デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

- i 地方に仕事をつくる
- ii 人の流れをつくる
- iii 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- iv 魅力的な地域をつくる

Ⅱ. デジタル基盤整備

- i デジタルインフラの整備
- ii マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大
- iii データ連携基盤の構築
- iv ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備
- v エネルギーインフラのデジタル化

Ⅲ. デジタル人材の育成・確保

- i デジタル人材育成プラットフォームの構築
- ii 職業訓練のデジタル分野の重点化
- iii 高等教育機関等におけるデジタル人材の育成
- iv デジタル人材の地域への還流促進
- v 女性デジタル人材の育成・確保

Ⅳ. 誰一人取り残されないための取組

- i デジタル推進委員の展開
- ii デジタル共生社会の実現
- iii 経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正
- iv 利用者視点でのサービスデザイン体制の確立
- v 「誰一人取り残されない」社会の実現に資する活動の周知・横展開

3 石川県のデジタル政策動向

(1) 石川県デジタル化推進計画

石川県においては、2021年(令和3年)2月に県知事を本部長とする石川県デジタル化推進本部会議を設置し、2022年(令和4年)1月に「石川県デジタル化推進計画」を策定した。

【基本理念】

『デジタルで創る、誰もがより安心で豊かさを実感できる「いしかわ」』

デジタル技術を積極的に活用し、「産業の成長・発展」、「県民生活の安全・安心の確保」、「交流、移住・定住の促進」等に向けて取り組むとともに、県民目線の質の高い行政サービスを提供することで、県民誰もがより安心で豊かさを実感できる「いしかわ」を目指す。

【基本方針と基本姿勢】

- I. 産業・生活のデジタル化
 - i 産業の成長・発展
 - ii 県民生活の安全・安心の確保
 - iii 交流、移住・定住の促進
- Ⅱ. 行政サービスの利便性向上
- Ⅲ. 行政事務の効率化

(2) 石川県官民データ活用推進計画

2020年(令和2年)3月に、県内の官民データの活用や推進すること及び、広域的なデータ流通を促進することで、データの利活用を通じた地域課題の自発的な解消や行政、民間のサービス水準の向上による県民の利便性向上や地域経済の活性化を図ることを目的に策定された。

【石川県官民データ活用推進計画の概要】

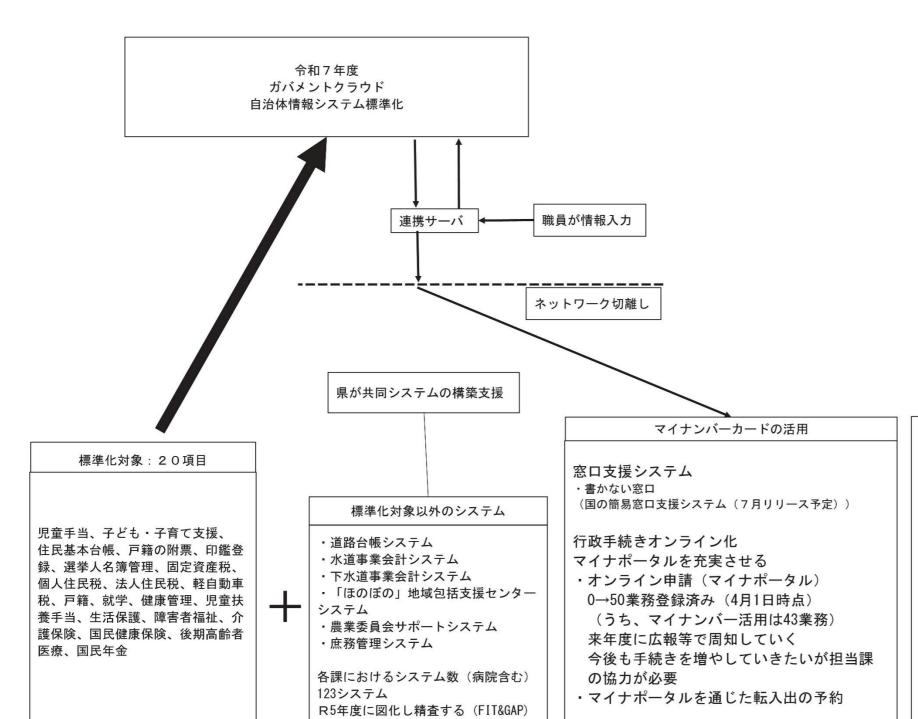
区分	概要
名称	石川県官民データ活用推進計画
策定時期	2020年(令和2年) 3月
計画期間	2020年度(令和2年度)から2024年度(令和6年度)までの5年間
位置付け	石川県官民データ活用推進計画は、官民データ活用推進基本法第9条に基づく官民データ活用推進計画であり、「行政経営プログラム2020」(2020年(令和2年)3月)の下位計画として位置付ける。

目標	別表の数値目標を設定
基本方針	1. 手続きにおける情報通信の技術の利用等に係る取組(オンライン化原則)
	2. 官民データの容易な利用等に係る取組(オープンデータの推進) 3. 個人番号カードの普及及び活用に関する取組(マイナンバーカードの 普及・活用)
	4. 利用の機会等の格差の是正に係る取組(デジタルデバイド対策等) 5. 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組(標準 化、ICT利活用、BPR)

数値目標一覧

	成果指標/活動量を表す指標	基準値(H30)	目標値(R6)
1. =	手続における情報通信の技術の利用等に係る取組(オ	ンライン化原則)	*
	電子申請件数	14,316件	19,000 件
	納期内納税率	94. 2%	増加
	キャッシュレス導入施設割合	53%	90%
	公の施設全体の利用者満足度	95%	増加
	工業試験場依頼試験等に関する満足	_	90%
2. 7	官民データの容易な利用等に係る取組(オープンデー	タの推進)	
	オープンデータ件数	71 件	100 件
5. 作	青報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に (標準化、ICT 利活用、BPR)	系る取組	
	業務改善件数	_	累計 30 件
	AI・RPA による省力時間数	_	5,000 時間
	自治体クラウドの参加市町 (電子入札システムなど)	10 市町	増加
	コピー用紙購入枚数(本庁分)	3,837 万枚	3,800 万枚
	1 人 1 月当たりの時間外勤務時間数	15.5 時間 (直近5 年平均)	14.0 時間
	庁内情報システムのサーバの集約	20	増加
	LINE 友だち数(広報)	3,000 人 (R1.10 メルマガ 登録件数)	増加
	職員採用申込倍率 (大学卒程度)	4.7倍 (R1)	增加

国、県、町の施策体系図



これからの未来

キーワード

「見える化」「情報の共有」

ウェルビーイング指標の活用

満足度・生活の質を表す指標群(Well-beingダッシュボード)では、統一的な統計データを用いて基本計画等のKPI、取組・予算に活かしています。Liveable Well-Being City 指標(LWC指標)

EBPMの推進

国では今後、官民ビックデータを活用しEBPMを推進していく方針です。 石川県も同じく推進していく方針です。

- ※ ウェルビーイング指標とは 地域幸福度指標
- ※ EBPMとは エビデンスに基づく政策立案
- ※ エビデンスとは 証拠、根拠、証言など

これらのデータを活かし、自治体ごとの幸福度上昇や政策立案に反映されることになります。

(R5年度について)

- ・県との連絡調整役(リエゾン職員)を選定
 ・FIT&GAPを行う 分析、業務フロー(BPR)見直し
 県では専門家を各市町に派遣予定
 標準化されるシステム 業務内容、体制について精査
- 標準化以外のシステム 必要なシステムか判断する 必要と判断した場合 標準化システムとの連携について改修、 更新を判断
- ・県域共通システム 標準化以外で県内市町が共同で運用するシステム

現時点で何も決まっていないが今後システムを選定する予定 (R6年度について)

- ・ベンダー(業者)選定、利用サーバー選定、各種見積り (R7年度について)
- 設計、業務委託

第3章 地域の現状と課題

1 本町におけるまちづくり

(1) 第 2 次志賀町総合計画

本町では2017年(平成29年)から2026年(令和8年)の10年間を対象とした「第2次志賀町総合計画」を策定し、「魅力と笑顔にあふれ、未来に躍進するまち~定住と交流による、ふるさとの誇りを次代へと引き継ぐまちづくり~」を掲げ、各分野におけるまちづくりを進めている。

本町におけるDXの推進にあたっては、総合計画に定める行政情報の電子化の推進に加え、デジタル技術の活用による各分野の取組みの基本的方向や実施施策の推進に繋げることが求められる。

- ○コンビニ等収納事業、コンビニ交付サービス事業
- ○社会保障・税番号制度システム整備事業
- ○社会保障・税番号制度に関する個人情報保護強化
- ○住民情報システム更新事業

(2) 第2期志賀町創生総合戦略

本町では 2020 年(令和2年) から 2024 年(令和6年) の5年間を対象とした「第2期志賀町創生総合戦略」を策定した。総合計画は、本町の最上位計画であり、第2次志賀町総合計画が目指す将来像と整合性を図りながら実施されることが求められている。総合戦略でのDXでは、新しい時代の流れを活用した基盤の整備と適切な自治体運営を掲げ、Society5.0の推進し、住民の利便性の向上や政策立案への活用、効率的な業務運用などを目指している。

- ○キャッシュレス決済の利用環境整備
- ○コンビニ交付サービス事業
- ○ビッグデータ等を活用した政策の評価と立案への活用検討
- ○5Gの推進
- ○ケーブルテレビの民営化の検討
- ○多言語対応翻訳事業

2 本町におけるDXの取組状況

(1) 実施中のDX施策

窓口サービス

- 4税4料金についてクレジットカード、インターネットバンキングに対応
- ・住民課の窓口手数料について、キャッシュレスに対応

(2) 庁内ネットワーク

- ・本庁、支所、学校及びその他公共施設について、イントラ線や通信事業者のC ATV回線(光ケーブル)で接続済
- ・庁内ネットワークの無線化については実施済みで、議会用に公衆無線LANを 整備済

(3)公共施設等における公衆無線LANの整備

- ・公共施設、観光施設の一部で公衆無線LANが利用可能
- ・避難所への導入時期、整備方法等について整理が必要

(4) デジタルデバイド

世代間デジタルデバイド

- ・町内の能登中核工業団地に立地する I T企業が、試験的にスマホ教室を実施している。
- ・今後は、民間事業者に国のデジタル活用支援事業の活用などで連携しながらデジタルデバイドの解消を進めていく。

(5) 推進体制

・庁内の横断的な検討組織については、本町の情報セキュリティポリシーに記載された「情報セキュリティ委員会」があり、情報セキュリティポリシーの見直しと合わせて検討する必要がある。

3 本町の情報システムについて

基幹系の住民情報システムについては、羽咋市と宝達志水町とクラウドによる共同利用を2017年(平成29年)から行っている。共同利用を行っているサーバは導入から5年が経過しているが、保守業者と連携し本町における情報システム標準化・共通化の実施時期(令和7年度末)まで延長保守を行う予定としている。

また、関連する法律の改正や情報提供ネットワーク(マイナンバー関連)の中間標準レイアウト更新に関する改修、本町の業務プロセスに対応するためのカスタマイズを適宜実施している。

第4章 本町におけるDXの推進

1 情報システムの標準化・共通化

本町では、国の方針に示された目標時期である2025年度(令和7年度)を目途とし、「ガバメントクラウド」の活用に向けた検討を踏まえ、基幹業務(20業務)について、国の策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行に対応する準備を進める。

システムの標準化・共通化は、基幹系システム全体の再構築が必要であり、全庁 横断的な推進体制を整え、現行システムの調査やスケジュール策定などの計画的な 導入に向けた検討を行う。

なお、羽咋市、宝達志水町と共同運営を行っている基幹系システムのハードウエアは、導入から5年が経過しているが、令和7年度末の標準化・共通化を見越し、保守業者及び関係市町と連携し延長保守で調整を進めている。

2 マイナンバーカードの普及促進

本町における令和4年度末までのマイナンバーカードの申請率は88%を超えており、引き続き全住民に行き渡るよう取組みを進める。

3 行政手続きのオンライン化

マイナンバーカードを活用した電子申請システムである「ぴったりサービス」の 拡充を推進していく。今後プリセットされていく「標準様式」に加え、本町独自の 様式についても、電子化しマイナポータル上から申請できるように進めていく。

国が自治体DX推進計画に定める、2022年度(令和4年度)末までにマイナポータル(ぴったりサービス)を活用した下記の33手続きのオンライン化を目指す。

ぴ	ったり)サーヒ	゛スにフ	゜リt	マット	・さぇ	れてい	る手続き】
---	-----	------	------	-----	-----	-----	-----	-------

区分	手続き			
子育て	児童手当等の現況届			
(15 手続)	児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求			
	児童手当等の額の改定の請求及び届出			
	氏名変更/住所変更等の届出			

	2 W + L W + 2 P H			
	受給事由消滅の届出 			
	未支払いの児童手当等の請求			
	児童手当等に係る寄付の申出			
	児童手当に係る寄付変更等の申出			
	受給資格者の申出による学校給食費等の徴集収等の申出			
	受給資格者の申出による学校給食費等の徴集収等の変更等の申出			
	支給認定の申請			
	教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込			
	保育施設等の現況届			
	児童扶養手当の現況届			
	妊娠の届出			
健康	コロナワクチン接種のキャンセル待ち登録			
(3手続)	コロナワクチン接種の基礎疾患のある者の優先登録			
	コロナワクチン接種証明書の交付申請			
その他	特別児童扶養手当所得現況届			
(6手続)	障害児福祉手当(福祉手当)所得状況届			
	特別障害者手当所得現況届			
	道路占用許可申請			
	犬の登録申請、死亡届			
	職員採用試験申込			
介護	要介護・要支援認定の申請			
(8手続)	要介護・要支援認定の更新申請			
	要介護・要支援認定の状態区分変更認定の申請			
	居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼届出			
	介護保険負担割合証の再交付申請			
	居宅介護 (介護予防) 福祉用具購入費の支給申請			
	居宅介護 (介護予防) 住宅改修費の支給申請			
	住所移転後の要介護・要支援認定			
被災者支援 (1手続)	罹災証明書の発行申請			

4 自治体AI・RPAの利用促進

標準化・共通化に合わせて、業務内容の見直しを図る。標準システムにおいては、システムの独自改修が原則禁止されており、これまでのような仕事に合わせた改修はできない。このため、AI(OCR)の導入やRPAを活用し業務の効率化及び職員の負担軽減を図る。

5 テレワークの推進

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)の仕組みを活用(VPNで自席の端末にアクセスし画面転送)することで、在宅やサテライトオフィスでの勤務が可能となる。すでにテレワークの実証実験を行っており、通常業務において支障がないことを確認している。本町の支所や公共施設がサテライトオフィスとなることも考えられるため、無線LANが未整備の公共施設については今後導入を検討していく。

6 セキュリティ対策の徹底

本町では、基幹系ネットワークにおいて、町民の個人情報を取り扱っているため、個人情報の漏洩を防止するための対策は必須であり、情報漏洩等のセキュリティインシデントを発生させないことが最も重要である。

国の示すガイドラインに沿って本町の情報セキュリティポリシーを適宜見直す とともに、継続的なセキュリティ対策を実施し、行政手続きのオンライン化等に対 応していくこととする。

7 誰一人取り残さないデジタル化の推進

(1) 国のデジタルデバイドへの取組み

デジタル化を進める観点では、地理的・経済的・身体的制約の有無にかかわらず、 あらゆる人や団体が必要な時に必要なだけデジタルを利用できる環境(アクセシビ リティ)を確保することが求められている。

また、デジタル・リテラシーの向上が必要であり、高齢者や身体的制約等の理由 によりデジタル機器の操作が困難な方に対してもデジタルの恩恵を受けられるよ うなサポート体制の整備や操作に不慣れな方でも容易に操作が可能なUI(ユーザ ーインターフェース)の改善や標準化・統一化を図り、利便性を向上させることが

重要となる。

誰一人取り残さないデジタル化の推進に向けては、デジタル技術の活用に関する 理解や機器の操作に不慣れな高齢者等に対して身近な相談や学習を行える環境を 整えることが必要である。

本町では、能登中核工業団地に立地するIT企業がスマホ教室を実施しており、 開催日時の周知及び会場の準備など、デジタルデバイド対策として、連携・協力して て実施していく。

8 志賀町DX推進スケジュール

本町におけるDXは、2025年度(令和7年度)を目標年次として下記スケジュールで取り組む。

	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
志賀町DX推進計画	計画策定	志賀町D) X 対象期間(2022年度~20	025年度)	適宜見直し
	マイナンバーカード の普及促進			情報システムの 標準化・共通化	
自治体DX工程表に おけるマイルストーン	自治体行政手続きの オンライン化				
	セキュリティ対策 の徹底				
	自治	合体情報システムの標準化	検討	標準準拠シ	ステムへ移行
自治体DX推進計画の 「6つの重点取組」のうち 木町において優先して	マイナンバーカード 普及促進		普及拡大に向けた取組継続		
水町において優先して 取組むべき 4 つの項目 の実行	ぴったりサービス 開始準備	対1	象手続きの拡大・BPRの領	実施	
	情報セキュリティ ポリシー見直し	七キ	・ュリティの維持・強化・見	直し	
進一人取り残さない デジタル化の推進		国・事業者と連携したデ	ジタルデバイド対策の実施		
推進体制の整備		DX推進員の 各課配置			
1世人世 (平和的マノ主任)側		DX推進	建員によるD X 施策の推進・	情報共有	

9 本町におけるKPI

今後、基幹システムの標準化・共通化を進めていく過程において、BPRやRPAを検討する際に具体的な数値を設定し、効率化や職員の負担軽減について検証していく。

KPIの項目

- ・情報システムの運用経費の削減
- ・住民が窓口の手続きを終える時間の短縮
- ・職員の残業時間の削減
- ・定型業務(繰返し業務等)の削減
- ・職員の作業量軽減

10 進捗管理

本計画の実施スケジュールの進捗状況については、各年度ごとにDX推進員による会議において庁内で共有するとともに、制度、技術等の変化に合わせて柔軟に施策内容の見直しを行っていく。